

令和7年12月1日

長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる指名競争入札への
参加のための作業船保有の確認申請について

長崎県水産部漁港漁場課
土木部港湾課

長崎県が発注する港湾・漁港等の海上工事の指名競争入札については、下記の1が指名選定の対象者となる要件の1つとなっております。

このため、海上工事の指名競争入札への参加を希望される会社において、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（以下、「作業船取り扱い要領」という）に定める作業船を保有している場合は、別途通知する「令和8年度作業船関係確認申請について」により、申請書等を提出し審査を受けなければなりませんので、所定の手続きをお願いします。

記

1. 指名選定の対象者となる要件

県発注の海上工事の施工実績（過去10年）或いは、「作業船取り扱い要領」に定める作業船を保有していることとする。ただし、港湾・漁港工事、漁場工事でそれぞれ要件となる作業船は次のとおりとなる。

- (1) 港湾・漁港工事では、県の港湾又は漁港の海上工事の施工実績（過去10年）、或いは、作業船のうち起重機船（クレーン付台船を含む）、浚渫船、ミキサー船、フローティングドックの何らかを保有していること。
- (2) 漁場工事では、県の港湾又は漁港若しくは漁場の海上工事の施工実績（過去10年）、或いは、作業船のうち起重機船（クレーン付台船を含む）を保有していること。なお、漁場工事のうち、さくれい等の浚渫工事については、これに浚渫船の保有を加える。

2. この手続きでは作業船の保有の要件を満たすだけであり、他の要件等により指名選定の対象者とならない場合があるため、指名選定を確実にするものではない。

3. 下記については、別途通知する「令和8年度作業船関係確認申請について」による。

- (1) 提出する申請様式・書類等
- (2) 提出方法
- (3) 申請受付期間
- (4) 審査結果の通知
- (5) 申請書等の変更について
- (6) 申請書の虚偽について
- (7) 注意事項